

改正 平成12年10月1日 平成18年4月1日
平成22年4月1日 平成24年1月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 学習院大学は、部会室棟を設置する。その名称を黎明会館と称する。

(目的)

第2条 黎明会館は、本学学生による自治活動を保障し、その創造的発展を目的として使用される。

(運営委員会)

第3条 黎明会館の健全な運営を計るため、学生により黎明会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、実務処理のため運営委員会事務局（以下「事務局」という。）を設けることができる。事務局規則は、別に定める。

(運営と管理)

第4条 運営委員会は、黎明会館の運営に関する権限と責任をもつ。

2 管理は、大学が行う。この場合、管理とは所有権に付随する権利と責任の執行を意味し、具体的には防火、防犯、補修及び改修並びに外部関係諸機関との連絡・調整の事務のことをいう。

3 管理の事務は、学生センター学生課（以下「学生課」という。）を通じて行われ、学生課は前項について企画、実施、調整等を行う場合、原則として運営委員会に事前に連絡し、協議するものとする。

ただし、時間外等直接運営委員会と連絡できない場合、学生課は、単独又は他に命じてこれを行うことができる。

(経理)

第5条 経常的経費は、大学が負担する。経常的経費とは次のものをいう。

一 光熱水費

二 補修、改修費 補修については破損、故障の発生原因、状況等により使用責任者の負担とすることもある。

三 その他大学がみとめた経費

(使用)

第6条 黎明会館を使用するものは、本規程並びに関係規則及び細則に従わなければならない。

2 部会室を専用できる団体は、本学の公認学生団体とする。

第2章 運営委員会

(権限)

第7条 運営委員会は、黎明会館の運営に関する権限と責任をもち、本規程に従って次の事項を取り扱うものとする。

一 黎明会館の使用及び企画に関する事項

二 使用団体との連絡及び調整に関する事項

三 学生課への連絡、要請、申請等に関する事項

四 入居団体の選考に関する事項

五 使用団体の招集に関する事項

六 事務局の設立並びにその連絡及び調整に関する事項

七 その他黎明会館運営に関する事項

2 運営上発生した問題が管理事項に属すると運営委員会が判断した場合、運営委員会は、学生課と協議のうえ具体的に対処する。

(構成と選出)

第8条 運営委員会は、次の団体より正式な手続により選出された6名の学生により構成され、委員

の氏名は、全学生に公示される。ただし、運営委員会に委員選出の報告が無い団体があった場合には、構成員6名未満であっても可とする。

- 一 総務委員会
- 二 自治会（四学部自治会）
- 三 文化部常任委員会
- 四 文化系同好会常任委員会
- 五 運動部常任委員会
- 六 独立団体

（委員長、副委員長及び事務局長の選任）

第9条 運営委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長2名及び事務局長1名を選出する。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、これを代行する。
- 4 事務局長は、事務局を代表し、実務処理の権限と責任を持つ。

（委員の任期）

第10条 運営委員の任期は、1年とし、原則として毎年1月に就任する。

- 2 委員は、正式な手続を経て選出された次期委員を学生課へ届け出るものとする。
- 3 委員は、次期委員就任までその任に当たるものとする。
- 4 委員の再選は、これを妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合、補欠委員を選出しなければならない。ただし、その任期は、前委員の残存期間とする。

第3章 経理

（黎明会館の維持）

第11条 黎明会館及び部会室の備品の維持・修理については、運営委員会において各団体より受け付け又は運営委員会が、直接実情を確認し、学生課に要請するものとする。

- 2 前項の要請は、所定の用紙に記入し、学生課へ提出するものとする。

（予算）

第12条 運営委員会は、黎明会館及び部会室の備品の維持、修理、補修、購入等に要する経費の申請（以下「予算要求」という。）を学生課に提出しなければならない。提出は、毎年9月末日までとする。

- 2 運営委員会が使用各団体の調整又は連絡等に要する一般的、消耗費的経費は、原則として輔仁会大学支部費中に計上され、本項の目的に従って支出されなければならない。
- 3 黎明会館の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第4章 使用原則

（使用団体）

第13条 部会室を専用できる団体は、本学の公認学生団体とし、その選定は、運営委員会が行い、結果を学生課へ届け出るものとする。

（使用時間）

第14条 黎明会館及び部会室の使用時間は、原則として次のとおりとする。

- 一 午前6時より午後10時30分までとする。
- 二 宿泊は、特に許可されたもの以外は禁止する。
- 三 宿泊の許可は、事前に運営委員会が学生課と協議のうえ、運営委員会がこれを行う。
- 四 出入り口の施錠は、大学（大学が委託する者を含む。）が原則として午後10時30分から午後11時の間に行う。

（清掃、整備）

第15条 黎明会館及び部会室の防火並びに保健及び衛生の健全なる維持のため、火気、必要以上の電気器具の使用及び会館内での喫煙・飲酒を禁止する。また、清掃及び整備を次により行わなければならない。

- 一 部会室の清掃及び整備は各使用団体ごとに行う。
- 二 共同使用に供する個所の清掃は、運営委員会の指示により1週間単位で指示された団体が、指定された範囲を責任を持って実施するものとする。

- 三 便所の清掃は、学生課の命じた専従者が行う。
- 四 廊下、階段、屋上等共同使用部分に物品を置くことを禁止する。
- 五 運営委員会は、清掃及び整備について常時配慮し、使用各団体に協力を求め、その指導を行うものとする。

第5章 鍵の保管

(鍵の保管)

- 第16条 黎明会館に関するすべての鍵は、学生課より運営委員会に貸与し、運営委員会は、責任を持ってこれを保管しなければならない。ただし、時間外及び非常の場合に備えて、マスターキーは、学生センター所長が保管する。
- 2 部会室の鍵は、使用各団体の責任者に対し、運営委員会より貸与する。責任者は、部会室の盗難予防、防火及び施錠に留意し、その責任を負うものとする。

第6章 罰則

(処分)

第17条 運営委員会は、使用団体に対し、以下の処分をすることができる。

(注意)

- 一 本規程のいずれか一つ以上に違反した場合、その他運営委員会が必要と認めた場合、運営委員会は、当該団体に対し注意を行う。

(警告)

- 二 注意処分が度重なった場合、及び運営委員会が悪質と認めた場合、運営委員会は、当該団体に警告を行う。

(使用停止)

- 三 注意及び警告が度重なった場合及び運営委員会が特に悪質と認めた場合、運営委員会は、当該団体に一定期間の部会室及び会議室の使用を停止させることができる。

(弁明)

- 2 運営委員会は、前項の処分を受けた使用団体に対して、委員会に出席して弁明する機会をあたえなければならない。

(報告)

- 3 運営委員会は、処分を行った場合、学生課に報告するものとする。

第7章 使用細則

(使用細則)

第18条 運営委員会は、黎明会館及び部会室の健全なる運営をはかるため、黎明会館使用細則を定めることができる。ただし、細則の内容については、学生課とあらかじめ協議し、その了解を得なければならない。使用細則は、別に定めるものとする。

第8章 規程の改正

(改正)

第19条 この規程の改正は、運営委員会の発議又は使用団体の要請により、運営委員会において検討し、学生課と協議のうえ行うものとする。

附 則

本規程は、昭和53年5月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。